

【課題番号】 1-1901

【研究課題名】 世界環境憲章と国際・国内の環境規範のあり方に関する研究

【研究期間】 平成 31 年度～令和 3 年度

【研究代表者 大塚直（早稲田大学）】

研究の全体概要

本研究の目的は、地球環境憲章案（以下、「憲章案」という。）が定める原則・理念の内容や国際法上の法的地位、主要国の国内法におけるこれらの原則・理念について検討することで、日本の国内法への憲章案の影響を明らかにするとともに、新たな国際的環境規範のあり方を提示することである。この目的を達成するため、大きく 2 つのグループを設けて研究を実施する。

第 1 のグループ（国内法グループ：サブテーマ 1～4）は、憲章案が定める中核的な原則・理念について、日本を含む主要国の国内法における位置づけ、適用、法的地位、課題などを検討する。本研究の準備の段階で、汚染者負担原則、環境権、事前配慮原則、予防原則などを検討が必要な原則・理念として同定している。ここで主要国は、当面、米国、英国、ドイツ、フランス、EU、中国等を想定するが、憲章案の国際的検討状況をふまえて対象国を再検討する。

第 2 のグループ（国際法グループ：サブテーマ 5～7）は、憲章案に関する国連での議論を把握・整理し、検討が必要な中核的な原則・理念を同定し、それらの原則・理念について、現行の国際法に照らしてその内容と法的地位（諸国間の国際慣習か）などを検討し、憲章案の評価を行う。本研究の準備の段階で、環境権、未然防止原則、予防原則、汚染者負担原則、共通に有しているが差異のある責任原則などを検討が必要な原則・理念として同定している。

いずれも法学研究の方法論をとり、国際文書、国内法等の分析、関連する文献・資料の分析を軸に行うが、適宜ヒアリングなどにより国内外の専門家からの知見の提供により分析結果を検証する。

サブテーマ 1 は、総括班として、検討が必要な中核的原則・理念を同定し、他のサブテーマに憲章案に関連する情報を適宜インプットし、研究の進捗を管理し、国内法グループと国際法グループの分析結果を統合し、とりまとめる。サブテーマ 5 は、それを補佐して、国際法グループの分析結果をとりまとめる。

両者の相互関係は以下の通りである。国際法グループが憲章案とそれをめぐる国際的議論を追い、憲章案に関する国際法学からの評価を行い、検討が必要な追加的原則・理念があればそれを同定する。国内法グループは、中核的原則・理念の日本を含む主要国の国内法における位置づけ、適用、法的地位、課題などを検討する。国内法グループの研究結果は、国際法グループに適宜インプットし、国際法グループは、原則・理念に関する主要国の国家実行と国際法としての受容状況をふまえて、憲章案をさらに精査する。また、国際法グループの研究結果は、国内法グループに適宜インプットし、国内法グループは、国際法における原則・理念の展開、憲章案をめぐる国際的議論の状況をふまえてさらに検討を進める。そしてこの 2 つのグループの研究結果を基に、国内法グループは、憲章案の日本の国内法への影響を評価し、国際法グループは、このようにして明らかになる日本の国内法への影響もふまえて、条約にするか合意の形式を含め、国際的環境規範のあり方を提示する。

課題名: 世界環境憲章と国際・国内の環境規範のあり方に関する研究

サブテーマ1(早稲田大学)研究統括

国際環境法、主要国国内法における原則・理念の検討をふまえて、世界環境憲章の評価とあり方と日本法へのインパクトと課題を提示

